

平成 30 年 2 月 13 日

株主各位

東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号  
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社  
代表取締役 濱村 聖一

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 1 月 19 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 2 月 28 日と定めましたので公告いたします。

以上